

平成28年2月16日

弁護士法人アディーレ法律事務所に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、弁護士法人アディーレ法律事務所に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

弁護士法人アディーレ法律事務所が供給する債務整理・過払い金返還請求に係る役務の表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第2号（有利誤認）に該当）が認められました。

1 違反行為者の概要

名称 弁護士法人アディーレ法律事務所（法人番号 9013305001034）  
所在地 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60  
代表者 社員 石丸 幸人  
設立年月 平成17年4月

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

債務整理・過払い金返還請求に係る役務

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

- a 平成26年11月4日から平成27年8月12日まで
- b 平成25年8月1日から平成26年11月3日まで
- c 平成22年10月6日から平成25年7月31日まで

(ウ) 表示内容

- a 対象役務について、**別表1**「表示期間」欄記載の期間において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において対象役務の提供を申し込んだ場合に限り、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金するかのよう、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのよう、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた**（別紙1）**。

- b 対象役務について、**別表2**「表示期間」欄記載の期間において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において対象役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた（**別紙2**）。
- c 対象役務について、**別表3**「表示期間」欄記載の期間において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において対象役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように表示していた（**別紙3**）。

## イ 実際

- (ア) 上記ア(ウ) aについて、実際には、平成26年11月4日から平成27年8月12日までの期間において、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金すること、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。
- (イ) 上記ア(ウ) bについて、実際には、平成25年8月1日から平成26年11月3日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。
- (ウ) 上記ア(ウ) cについて、実際には、平成22年10月6日から平成25年7月31日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすることを内容とするキャンペーンを実施していた。

## (3) 命令の概要等

今後、前記(2)の表示と同様の表示を行わないこと。

なお、弁護士法人アディーレ法律事務所は、景品表示法に違反する行為を行った旨記載した「お詫びとお知らせ」と題する社告を日刊新聞紙2紙等に掲載するとともに、表示等の管理を行う審査室を設置するなどの措置を採っている。

### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：小笠原、菱川、澤入

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

表示例 ① (平成26年11月4日~同月30日)



弁護士 法人 アディーレ法律事務所  
債務整理のご相談は何層でも無料  
ゼロイネーゼロ サイム エシコ  
土日祝も夜10時まで受付中! TEL 0120-316-742

法律相談実績 **15**万人  
ありがとう 10周年

**返金保証**  
キャンペーン

もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 **11/4** 火 → **11/30** 日

アディーレ法律事務所は、2014年10月、**創立10周年**を迎えました。  
今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、  
今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!

**3つのお約束**

ご満足いただけなかった場合、  
**POINT 1** 着手金を **全額返金!**

借金を完済した方は、  
**POINT 2** 過払い金返還の着手金が **無料!**

現在返済中の方は、  
**POINT 3** 相談前の過払い金診断が **無料!**

**対象** 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。

※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。

翌月↓

表示例 ② (平成26年12月1日~平成27年1月4日)



弁護士 法人 アディーレ法律事務所  
債務整理のご相談は何層でも無料  
ゼロイネーゼロ サイム エシコ  
土日祝も夜10時まで受付中! TEL 0120-316-742

法律相談実績 **15**万人  
ありがとう 10周年

**返金保証**  
キャンペーン

もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 **12/1** 月 → 2015 **1/4** 日

アディーレ法律事務所は、2014年10月、**創立10周年**を迎えました。  
今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、  
今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!

**3つのお約束**

ご満足いただけなかった場合、  
**POINT 1** 着手金を **全額返金!**

借金を完済した方は、  
**POINT 2** 過払い金返還の着手金が **無料!**

現在返済中の方は、  
**POINT 3** 相談前の過払い金診断が **無料!**

**対象** 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。

※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。

表示例 ① (平成25年8月1日～同年9月1日)

アディーレ法律事務所 0120-316-742

法律相談実績 **10万人** 笑顔満点キャンペーン

2013 8/1(木) ▶ 9/1(日)

当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！

借金を完済した方へ  
また間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！  
過払い金返還の **着手金が無料!**

現在、返済中の方へ  
借金？ 貯金？ ホントはどっち？ 相談前に無料で計算！  
過払い金診断が**無料!**

**対象** 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円(税込)の着手金を無料とします。

※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円(税込)となります。

翌月↓

表示例 ② (平成25年9月2日～同月30日)

アディーレ法律事務所 0120-316-742

法律相談実績 **10万人** 笑顔満点キャンペーン

2013 9/2(日) ▶ 9/30(日)

当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！

借金を完済した方へ  
また間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！  
過払い金返還の **着手金が無料!**

現在、返済中の方へ  
借金？ 貯金？ ホントはどっち？ 相談前に無料で計算！  
過払い金診断が**無料!**

**対象** 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円(税込)の着手金を無料とします。

※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円(税込)となります。

表示例 ① (平成22年10月6日～同年11月5日)

アディーレ法律事務所

逃げ得は許さない!

**1か月限定 過払い金 消滅防止キャンペーン**

—あなたの過払い金は消滅寸前?—

---

過払い金返還 着手金 → **0円 無料** キャンペーン期間 2010年10月6日～11月5日まで

フリーダイヤル サイム ナシニ  
 **0120-316-742**  
 債務整理のご相談は何度でも無料・朝10時～夜10時まで・土日祝日も受付中!

◎ 期間 2010年10月6日(水)～11月5日(金)の1か月間限定。

④ 対象 **完済した借書**※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、過払債権書1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。

※完済していない借書(残債のある借書)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。

1ヶ月間の表示  
 及び「1か月間限定」等との記載

1ヶ月間の表示

翌月↓

表示例 ② (平成22年11月6日～同年12月5日)

アディーレ法律事務所

逃げ得は許さない!

**1か月限定 過払い金 消滅防止キャンペーン**

—あなたの過払い金は消滅寸前?—

---

過払い金返還 着手金 → **0円 無料** キャンペーン期間 2010年11月6日～12月5日まで

フリーダイヤル サイム ナシニ  
 **0120-316-742**  
 債務整理のご相談は何度でも無料・朝10時～夜10時まで・土日祝日も受付中!

◎ 期間 2010年11月6日(土)～12月5日(日)の1か月間限定。

④ 対象 **完済した借書**※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、過払債権書1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。

※完済していない借書(残債のある借書)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。

1ヶ月間の表示  
 及び「1か月間限定」等との記載

1ヶ月間の表示  
 (日付を変更)

表示期間	表示内容
平成26年11月4日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「2014 11/4㊤→11/30㊤」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成26年12月1日から 平成27年1月4日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「2014 12/1㊤→2015 1/4㊤」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成27年1月5日から 同年2月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定！」、「2015 1/5㊤→2/1㊤」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたしま</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>す！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成27年2月2日から 同年3月1日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定！」、「2015 2/2⑩→2015 3/1⑩」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成27年3月2日から 同月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定！」、「2015 3/2⑩→2015 3/31⑩」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成27年4月1日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 4/1<sup>㊦</sup>→2015 4/30<sup>㊦</sup>」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着手金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着手金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成27年5月1日から 同月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 5/1<sup>㊦</sup>→2015 5/31<sup>㊦</sup>」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着手金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着手金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成27年6月1日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> </ul>



表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「継続決定!」、「2015 6/1㊦→2015 6/30㊦」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成27年7月1日から 同年8月2日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 7/1㊦→2015 8/2㊦」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成27年8月3日から 同月12日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 8/3㊦→2015 8/31㊦」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>(90日以内)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「POINT 2 借金を完済した方は、過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「POINT 3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</li> </ul>

表示期間	表示内容
平成25年8月1日から 同年9月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 8/1㊦▶9/1㊧」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年9月2日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 9/2㊦▶9/30㊧」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年10月1日から 同月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 10/1㊦▶10/31㊧」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>で計算！ 過払い金診断が無料！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成25年11月1日から 同年12月1日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 11/1㊦▶12/1㊧」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成25年12月2日から 平成26年1月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 12/2㊨▶2014 1/5㊩」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成26年1月6日から 同年2月2日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 1/6㊪▶2/2㊫」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成26年2月3日から 同年3月2日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 2/3④▶3/2④」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成26年3月3日から 同月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 3/3④▶3/31④」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>

表示期間	表示内容
平成26年4月1日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 4/1㊦▶4/30㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成26年5月1日から 同年6月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 5/1㊦▶6/1㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成26年6月2日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 6/2㊦▶6/30㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成26年7月1日から 同月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 7/1㊦▶7/31㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成26年8月1日から 同月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 8/1㊦▶8/31㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成26年9月1日から 同月30日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 9/1㊦▶9/30㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャ</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>ンペーン」を実施いたします！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成26年10月1日から 同年11月3日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 10/1④▶11/3⑤」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul>



表示期間	表示内容
平成22年10月6日から 同年11月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2010年10月6日～11月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成22年11月6日から 同年12月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2010年11月6日～12月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成22年12月6日から 平成23年1月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2010年12月6日～2011年1月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成23年1月6日から 同年2月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年1月6日～2月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>

表示期間	表示内容
	る業者) に対する過払い金返還請求の場合は, 着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。
平成23年2月6日から 同年3月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年2月6日～3月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を, 当事務所に依頼された方について, 通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は, 着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成23年3月6日から 同年4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年3月6日～4月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を, 当事務所に依頼された方について, 通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は, 着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成23年4月6日から 同年5月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年4月6日～5月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を, 当事務所に依頼された方について, 通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は, 着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成23年5月6日から 同年6月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年5月6日～6月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を, 当事務所に依頼された方について, 通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は, 着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。</li> </ul>

表示期間	表示内容
	0円)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社に付き1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。
平成23年6月6日から 同年7月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着し金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年6月6日～7月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社に付き4万円(税込4万2000円)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社に付き1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成23年7月6日から 同年8月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着し金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年7月6日～8月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社に付き4万円(税込4万2000円)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社に付き1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成23年8月6日から 同年9月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着し金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年8月6日～9月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社に付き4万円(税込4万2000円)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社に付き1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul>
平成23年9月6日から 同年10月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着し金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年9月6日～10月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>頼された方について，通常債権者1社に付き4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は，着手金が1社に付き1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</p>
<p>平成23年10月6日から 同年11月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年10月6日～11月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を，当事務所に依頼された方について，通常債権者1社に付き4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は，着手金が1社に付き1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成23年11月6日から 同年12月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年11月6日～12月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を，当事務所に依頼された方について，通常債権者1社に付き4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は，着手金が1社に付き1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成23年12月6日から 平成24年1月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年12月6日～2012年1月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を，当事務所に依頼された方について，通常債権者1社に付き4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は，着手金が1社に付き1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
<p>平成24年1月6日から 同年2月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年1月6日～2月5日まで」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成24年2月6日から 同年3月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年2月6日～3月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成24年3月6日から 同年4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年3月6日～4月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成24年4月6日から 同年5月6日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年4月6日～5月6日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成24年5月7日から 同年6月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年</li> </ul>

表示期間	表示内容
	5月7日～6月5日まで ・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。
平成24年6月6日から 同年7月5日まで	・「逃げ得は許さない！」 ・「1ヵ月限定」 ・「過払い金消滅防止キャンペーン」 ・「あなたの過払い金は消滅寸前？」 ・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年6月6日～7月5日まで」 ・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。
平成24年7月6日から 同年8月5日まで	・「逃げ得は許さない！」 ・「1ヵ月限定」 ・「過払い金消滅防止キャンペーン」 ・「あなたの過払い金は消滅寸前？」 ・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年7月6日～8月5日まで」 ・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。
平成24年8月6日から 同年9月5日まで	・「逃げ得は許さない！」 ・「1ヵ月限定」 ・「過払い金消滅防止キャンペーン」 ・「あなたの過払い金は消滅寸前？」 ・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年8月6日～9月5日まで」 ・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。
平成24年9月6日から 同年10月8日まで	・「逃げ得は許さない！」 ・「1ヵ月限定」 ・「過払い金消滅防止キャンペーン」 ・「あなたの過払い金は消滅寸前？」

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年9月6日～10月8日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成24年10月9日から 同年11月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年10月9日～11月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成24年11月6日から 同年12月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年11月6日～12月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成24年12月6日から 平成25年1月6日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年12月6日～2013年1月6日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年1月7日から 同年2月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年1月7日～2月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年2月6日から 同年3月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年2月6日～3月5日まで」</li> <li>・「期間 2013年2月6日（水）～3月5日（火）の1ヵ月間限定」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年3月6日から 同年4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年3月6日～4月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年4月6日から 同年5月6日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年4月6日～5月6日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年5月7日から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> </ul>



表示期間	表示内容
同年6月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年5月7日～6月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年6月6日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年6月6日～6月30日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>
平成25年7月1日から 同月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年7月1日～7月31日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万5000円）となります。」等と記載。</li> </ul>

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

**（報告の徴収及び立入検査等）**

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

**（権限の委任等）**

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

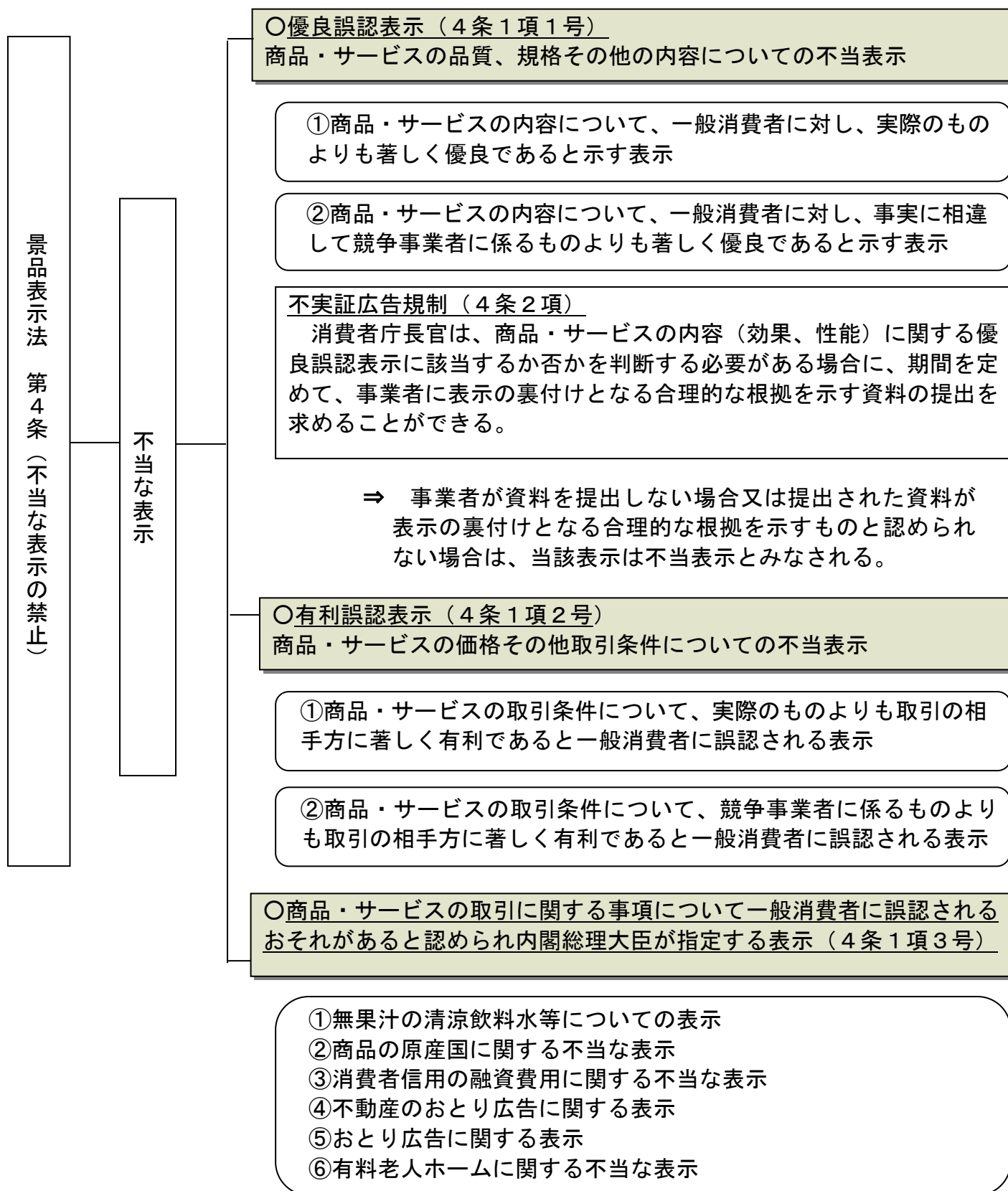
**○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）**

（平成二十一年政令第二百十八号）

**（消費者庁長官に委任されない権限）**

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第189号  
平成28年2月16日

弁護士法人アディーレ法律事務所  
社員 石丸 幸人 殿

消費者庁長官 板東 久美子  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が供給する債務整理・過払い金返還請求に係る役務（以下「本件役務」という。）について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

貴法人は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、貴法人が、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自らが運営するウェブサイトにおいて行った後記(1)、(2)及び(3)の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(1) 実際には、平成26年11月4日から平成27年8月12日までの期間において、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金すること、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していたにもかかわらず、例えば、平成27年8月3日から同月12日までの間、「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」、「返金保証キャンペーン」、「継続決定!」、「2015 8/3<sup>㊦</sup>→2015 8/31<sup>㊦</sup>」、「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」、「3つのお約束」、「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着手金を全額返金!(90日以内)」、「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着手金が無料!」、「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」と記載するな

ど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金し、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなり、借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように一般消費者に誤認される表示。

- (2) 実際には、平成25年8月1日から平成26年11月3日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していたにもかかわらず、例えば、平成26年10月1日から同年11月3日までの間、「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」、「笑顔満点キャンペーン」、「2014 10/1④▶11/3⑤」、「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。」、「感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします!」、「借金を完済した方へ まだ間にあう! あなたの過払い金の消滅を防止! 過払い金返還の着手金が無料!」、「現在、返済中の方へ 借金?貯金?ホントはどっち?相談前に無料で計算! 過払い金診断が無料!」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」と記載するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなり、借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように一般消費者に誤認される表示。
- (3) 実際には、平成22年10月6日から平成25年7月31日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすることを内容とするキャンペーンを実施していたにもかかわらず、例えば、平成25年7月1日から同月31日までの間、「逃げ得は許さない!」、「1ヵ月限定」、「過払い金消滅防止キャンペーン」、「あなたの過払い金は消滅寸前?」、「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年7月1日~7月31日まで」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」と記載するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように一般消費者に誤認される表示。

## 2 事実

- (1) 弁護士法人アディーレ法律事務所（以下「アディーレ法律事務所」という。）は、東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60に主たる事務所を置き、弁護士業務等を営む事業者である。
- (2) アディーレ法律事務所は、本件役務を一般消費者に提供しているところ、自らが運営するウェブサイトにおける本件役務に係る表示内容を自ら決定している。
- (3) ア(ア) アディーレ法律事務所は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自らが運営するウェブサイトにおいて、例えば、平成27年8月3日から同月12日までの間、「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」、「返金保証キャンペーン」、「継続決定!」、「2015 8/3⑩→2015 8/31⑩」、「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」、「3つのお約束」、「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着手金を全額返金!(90日以内)」、「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着手金が無料!」、「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」と記載(別添写し10)するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金するかのように、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた。
- (イ) 実際には、平成26年11月4日から平成27年8月12日までの期間において、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金すること、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。
- イ(ア) アディーレ法律事務所は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自らが運営するウェブサイトにおいて、例えば、平成26年10月1日から同年11月3日までの間、「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」、「笑顔満点キャンペーン」、「2014 10/1⑩▶11/3⑩」、「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。」、「感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点

キャンペーン」を実施いたします!」、「借金を完済した方へ まだ間にあう! あなたの過払い金の消滅を防止! 過払い金返還の着手金が無料!」、「現在、返済中の方へ 借金?貯金?ホントはどっち?相談前に無料で計算! 過払い金診断が無料!」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」と記載(別添写し25)するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた。

(イ) 実際には、平成25年8月1日から平成26年11月3日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。

ウ(ア) アディーレ法律事務所は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自らが運営するウェブサイトにおいて、例えば、平成25年7月1日から同月31日までの間、「逃げ得は許さない!」、「1ヵ月限定」、「過払い金消滅防止キャンペーン」、「あなたの過払い金は消滅寸前?」、「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン 期間 2013年7月1日~7月31日まで」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」と記載(別添写し59)するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように表示していた。

(イ) 実際には、平成22年10月6日から平成25年7月31日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすることを内容とするキャンペーンを実施していた。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、アディーレ法律事務所は、自己の供給する本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認させ、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。



#### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(注) 行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

表示期間	表示内容
平成26年11月4日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「2014 11/4㊤→11/30㊤」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul> <p>（別添写し1）</p>
平成26年12月1日から 平成27年1月4日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「2014 12/1㊤→2015 1/4㊤」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul> <p>（別添写し2）</p>

表示期間	表示内容
平成27年1月5日から 同年2月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 1/5㊦→2/1㊦」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。 (別添写し3)</li> </ul>
平成27年2月2日から 同年3月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 2/2㊦→2015 3/1㊦」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。 (別添写し4)</li> </ul>
平成27年3月2日から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> </ul>

表示期間	表示内容
同月 31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 3/2⑩→2015 3/31⑩」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。 (別添写し5)</li> </ul>
平成27年4月1日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績20万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 4/1⑩→2015 4/30⑩」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。 (別添写し6)</li> </ul>
平成27年5月1日から 同月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「継続決定!」、「2015 5/1㊦→2015 5/31㊦」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。 (別添写し7)</li> </ul>
<p>平成27年6月1日から 同月30日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 6/1㊦→2015 6/30㊦」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。 (別添写し8)</li> </ul>
<p>平成27年7月1日から 同年8月2日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 7/1㊦→2015 8/2㊦」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し9）</li> </ul>
<p>平成27年8月3日から 同月12日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」</li> <li>・「返金保証キャンペーン」</li> <li>・「継続決定!」、「2015 8/3<sup>㊦</sup>→2015 8/31<sup>㊦</sup>」</li> <li>・「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「3つのお約束」</li> <li>・「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金！（90日以内）」</li> <li>・「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料！」</li> <li>・「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し10）</li> </ul>

別表2

表示期間	表示内容
平成25年8月1日から 同年9月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 8/1㊦▶9/1㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。 (別添写し11)</li> </ul>
平成25年9月2日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 9/2㊦▶9/30㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。 (別添写し12)</li> </ul>
平成25年10月1日から 同月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 10/1㊦▶10/31㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し13）</li> </ul>
平成25年11月1日から 同年12月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 11/1㊦▶12/1㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し14）</li> </ul>
平成25年12月2日から 平成26年1月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2013 12/2㊦▶2014 1/5㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> </ul>



表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul> <p>（別添写し15）</p>
<p>平成26年1月6日から 同年2月2日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 1/6⑥▶2/2⑥」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。</li> </ul> <p>（別添写し16）</p>
<p>平成26年2月3日から 同年3月2日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 2/3⑥▶3/2⑥」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し17）</p>
<p>平成26年3月3日から 同月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績10万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 3/3⑩▶3/31⑩」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計10万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万2000円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万500円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し18）</li> </ul>
<p>平成26年4月1日から 同月30日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 4/1⑩▶4/30⑩」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し19）</li> </ul>
<p>平成26年5月1日から 同年6月1日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2014 5/1㊦▶6/1㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。 (別添写し20)</li> </ul>
平成26年6月2日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 6/2㊦▶6/30㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。 (別添写し21)</li> </ul>
平成26年7月1日から 同月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 7/1㊦▶7/31㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し22）</li> </ul>
平成26年8月1日から 同月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 8/1㊦▶8/31㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」等と記載。 （別添写し23）</li> </ul>
平成26年9月1日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 9/1㊦▶9/30㊦」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</p> <p>(別添写し24)</p>
<p>平成26年10月1日から 同年11月3日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」</li> <li>・「笑顔満点キャンペーン」</li> <li>・「2014 10/1<sup>㊦</sup>▶11/3<sup>㊧</sup>」</li> <li>・「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします！」</li> <li>・「借金を完済した方へ まだ間にあう！ あなたの過払い金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」</li> <li>・「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し25)</p>

別表3

表示期間	表示内容
平成22年10月6日から 同年11月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2010年10月6日～11月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し26)</li> </ul>
平成22年11月6日から 同年12月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2010年11月6日～12月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し27)</li> </ul>
平成22年12月6日から 平成23年1月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2010年12月6日～2011年1月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し28)</li> </ul>
平成23年1月6日から 同年2月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年1月6日～2月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し29)</li> </ul>
平成23年2月6日から 同年3月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年2月6日～3月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し30)</li> </ul>
平成23年3月6日から 同年4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年3月6日～4月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し31)</li> </ul>
平成23年4月6日から 同年5月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>4月6日～5月5日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し32)</p>
<p>平成23年5月6日から 同年6月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年5月6日～6月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し33)</p>
<p>平成23年6月6日から 同年7月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年6月6日～7月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し34)</p>
<p>平成23年7月6日から 同年8月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年7月6日～8月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul>



表示期間	表示内容
	<p>円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。 (別添写し35)</p>
<p>平成23年8月6日から 同年9月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年8月6日～9月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。 (別添写し36)</li> </ul>
<p>平成23年9月6日から 同年10月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年9月6日～10月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。 (別添写し37)</li> </ul>
<p>平成23年10月6日から 同年11月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年10月6日～11月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。</li> </ul>

表示期間	表示内容
	(別添写し38)
平成23年11月6日から 同年12月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年11月6日～12月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> (別添写し39)
平成23年12月6日から 平成24年1月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2011年12月6日～2012年1月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> (別添写し40)
平成24年1月6日から 同年2月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年1月6日～2月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> (別添写し41)
平成24年2月6日から 同年3月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年2月6日～3月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し42)</li> </ul>
平成24年3月6日から 同年4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年3月6日～4月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し43)</li> </ul>
平成24年4月6日から 同年5月6日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年4月6日～5月6日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し44)</li> </ul>
平成24年5月7日から 同年6月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>5月7日～6月5日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し45)</p>
<p>平成24年6月6日から 同年7月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年6月6日～7月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し46)</p>
<p>平成24年7月6日から 同年8月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年7月6日～8月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し47)</p>
<p>平成24年8月6日から 同年9月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年8月6日～9月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<p>円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。 (別添写し48)</p>
<p>平成24年9月6日から 同年10月8日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年9月6日～10月8日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。 (別添写し49)</li> </ul>
<p>平成24年10月9日から 同年11月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年10月9日～11月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。 (別添写し50)</li> </ul>
<p>平成24年11月6日から 同年12月5日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年11月6日～12月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となります。」等と記載。</li> </ul>

表示期間	表示内容
平成24年12月6日から 平成25年1月6日まで	<p>(別添写し51)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年12月6日～2013年1月6日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し52)</p>
平成25年1月7日から 同年2月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年1月7日～2月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し53)</p>
平成25年2月6日から 同年3月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2012年2月6日～3月5日まで」</li> <li>・「期間 2013年2月6日(水)～3月5日(火)の1ヵ月間限定。」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。</li> </ul> <p>(別添写し54)</p>

表示期間	表示内容
平成25年3月6日から 同年4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年3月6日～4月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し55)</li> </ul>
平成25年4月6日から 同年5月6日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年4月6日～5月6日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し56)</li> </ul>
平成25年5月7日から 同年6月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年5月7日～6月5日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し57)</li> </ul>
平成25年6月6日から 同月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> </ul>

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年6月6日～6月30日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し58)</li> </ul>
<p>平成25年7月1日から 同月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「逃げ得は許さない！」</li> <li>・「1ヵ月限定」</li> <li>・「過払い金消滅防止キャンペーン」</li> <li>・「あなたの過払い金は消滅寸前？」</li> <li>・「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年7月1日～7月31日まで」</li> <li>・「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万5000円)となります。」等と記載。 (別添写し59)</li> </ul>